

# 社会福祉法人聖泉福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖泉福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会並びに委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、また評議員選任・解任委員が当該委員会に出席したときには、次に定める報酬を支払うことができる。

- (1) 役員が理事会及び評議員会に出席 5,000円
- (2) 評議員選任・解任委員が当該委員会に出席 3,500円

## (評議員会への出席報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、次に定める報酬を支払うことができる。

- (1) 評議員が評議員会に出席 5,000円

## (監事監査への報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、次に定める報酬を支払うことができる。

- (1) 指導及び監事監査 5,000円

## (業務執行への報酬)

第6条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会並びに各委員会等に提出する資料等を準備作成する場合、及び入札・検査立ち合い等に従事した場合は、次に定める報酬を業務執行者に支払うことができる。

- (1) 理事会及び評議員会並びに各委員会の資料作成 日当5,000円
- (2) 入札・検査立ち合い等及びその他の業務執行 日当5,000円

## (役員及び評議員の報酬等の支払い基準)

第7条 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準は次の通りとする。

- (1) 理事の各年度の総額 300,000円
- (2) 監事の各年度の総額 100,000円

(3) 評議員の各年度の総額 200,000円

**(出張旅費)**

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合及び理事会・評議員会並びに監事監査に出席する場合は、旅費規程に基づき旅費及び交通費を支給することができる。

**(適用除外)**

第9条 理事会又は評議員会が施設の開所時間途中に開催された場合は、施設の職員を兼務する役員及び評議員に対しては、この規程を適用しない。

**(役員報酬等の支給方法)**

第10条 報酬等は通貨をもって業務終了時に本人に支給する。

2 報酬等は法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

**(改正)**

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決を経てから改正する。

附 則

この規程は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年6月15日より施行する。